

秋の全国交通安全運動が実施されます

9月21日(火)から30日(木)まで、秋の交通安全運動が実施されます。

この運動は、交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

皆さんも交通ルールを守り、交通事故防止にご協力ください。

＜重点目標＞

①飲酒運転の根絶

家庭・職場・飲食店では「しない、させない、ゆるさない」を合言葉に、一人一人が積極的に飲酒運転の根絶に取り組みましょう。

②自転車・バイク乗車中の交通事故防止
保護者は、自転車に乗車させるお子さんにヘルメットを着用させましょう。

バイクは、ゆとりのある運転を心がけましょう。

③夕暮れ時と夜間の交通事故防止

歩行者は、明るい色の服を着て、反射材を身に付けましょう。
運転者は、早めにライトを点灯し、スピードを抑えましょう。

▼問い合わせ 防災安全課交通担当(内線2084)

甲種防火管理新規講習

▼日時 10月28日(木)・29日(金)の2日間

午前9時～午後5時

▼場所 教育文化センター「みらい」

▼内容 消防法で定められた防火管理者の資格を得るための講習

▼定員 50人

▼費用 4千円(教材費など)

▼申し込み 9月28日(火)～30日(木)に印鑑、費用、写真1枚(縦3cm×横2.5cmで3カ月以内に撮影したもの)を消防本部予防課へ持参

▼問い合わせ 同課 ☎55612565

ご存じですか 檢察審査会

「交通事故、詐欺、おどしなどの犯罪の被害に遭い、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を起訴してくれない」このような不満をお持ちの方は檢察審査会にご相談ください。相談や申し立てについての費用は一切無料で、秘密は固く守られます。

檢察審査会では、選挙権を有する国民の中から、「くじ」で選ばれた11人の審査員により、検察官が事件を起訴しなかったことの是非を審査します。

▼問い合わせ 熊谷檢察審査会事務局

(熊谷市宮町1-68) さいたま地方裁判所熊谷支部内 ☎52112474

消防ふれあい119番情報



質問 最近、救急車と消防車が一緒に出動するのをよく見かけます。なぜ救急車と消防車が一緒に出動するのですか。

回答 消防車が救急車と同時に出動することを、消防ポンプ自動車(Pumper)と救急車(Ambulance)の双方の頭文字をとって「PA連携」といい、救急隊のみでは対応が困難な場合に、消防隊も一緒に出動し、速やかに適切な処置を行っています。

こんな場合にPA連携で出動します

①傷病者の状況により、救急隊員(3人)のみでは迅速に対応できない場合

②階段や通路幅が狭い場所、高層階であるなど、傷病者の搬送が著しく困難な場合

③車両の交通量が激しい場所での活動で、傷病者や救急隊の安全を確保する必要のある場合



④その他、通報内容から、救急隊の活動支援が必要であると判断された場合

先着の消防ポンプ自動車でも救命処置

救急現場から最も近い署の救急車が出動してしまっている場合、ほかの署から別の救急車が出動します。その間、消防ポンプ自動車に先に救急現場に到着することがありますが、消防ポンプ自動車には、AED(自動体外式除細動器)や救急資器材を積載しています。救急車が到着するまでに、救急処置はもうこのこと、心肺停止状態の傷病者に対し救命処置を行います。

※出動する消防車のサイレンにより、市民の皆さんに誤解やご迷惑をお掛けする場合がありますが、より良い救急活動のためご理解とご協力をお願いいたします。

▼問い合わせ 行田市消防署 ☎55612090



つけましたか？住宅用火災警報器